

狭山市立入曽児童館指定管理者業務仕様書

狭山市立入曽児童館（以下「児童館」）の指定管理者（管理運営を実施する団体）が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1. 趣旨

本仕様書は、狭山市立入曽児童館の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2. 狭山市立入曽児童館の管理に関する基本的な考え方

狭山市立入曽児童館を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 狭山市立入曽児童館が、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするというという、設置目的に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 効率的な運営を行うこと。
- (5) 管理運営費の削減に努めること。

3. 施設の概要

- | | |
|---------|---|
| (1) 名称 | 狭山市立入曽児童館 |
| (2) 所在地 | 狭山市大字南入曽428番地1
※入曽地区子育て支援拠点施設内に入曽保育所と併設 |
| (3) 構造 | 木造 平屋建て |
| (4) 規模 | 延べ床面積 562.96㎡
児童館機能部分 535.37㎡
事務室・共用エントランス按分 27.59㎡ |

(5) 入曽地区子育て支援拠点施設の事業スキームについて

入曽地区子育て支援拠点施設は、入曽児童館と入曽保育所を複合化させた施設であり、民間事業者（入曽地区子育て支援拠点施設等整備事業共同企業連合体）が整備・所有する建物等を、市が賃借し、運営するものである。建物等の賃貸借期間は、供用開始後令和6年1月（予定）から令和15年3月31日までである。

4. 開館日時

午前9時から午後5時までとする。

ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができるものとする。

5. 休館日

(1) 毎月第1月曜日

(2) 年末年始 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更することができるものとする。

6. 法令等の遵守

児童館の運営管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令等に基づかなければならない。

(1) 児童福祉法

(2) 地方自治法

(3) こども基本法

(4) 子ども・子育て支援法

(5) 狭山市児童館条例

(6) 狭山市児童館管理規則

(7) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(8) 児童館ガイドライン

(9) 狭山市子育てプレイス及びわいわいルーム事業実施要綱

(10) 狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

(11) 個人情報の保護に関する法律

(12) 狭山市情報公開条例

(13) 狭山市情報公開条例施行規則

(14) 狭山市個人情報保護に関する法律施行条例

(15) 狭山市行政手続条例

(16) 狭山市暴力団排除条例

(17) その他関係法令

本指定期間中に上記(1)～(17)に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

7. 業務内容

(1) 施設の運営に関すること。

① 職員の雇用等に関すること。

指定管理者は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づき職員を配

置し、運營業務を十分に履行できる体制を確保すること。

- 1) 館長1名(常勤)を配置すること。
- 2) 児童厚生員2名以上(うち常勤2名以上)を配置すること。
- 3) 子育てプレイス職員2名以上(うち常勤1名以上)を配置すること。
- 4) 職員の勤務形態は、施設の運営に支障がないように定めること
- 5) 職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。
- 6) 市内雇用に努めること。

※館長、児童厚生員及び子育てプレイス職員は別の人員とする。

② 事業に関すること

- 1) 現在実施している主な事業(別表3)は、必須で実施するとともに、新たな事業を計画し、実施すること。(一部従前の事業に替えて新規事業をすることも可)なお、児童館バスの利用回数の上限は年10回までとする。
- 2) 事業の内容は、対象者の年齢層(幼児、小学生、中学生、高校生)や世代間交流を考慮すること
- 3) 本施設が入曽児童館と入曽保育所の複合施設であり、事務室や会議室等を共用することから、保育所と連携・協働した事業を提案し、取り組むこと。
- 4) 子育てプレイス入曽(地域子育て支援拠点事業)(別表4)は、少子化や核家族化の中で育児不安を解消するために、子育て中の親子の交流を図るとともに、子育てに関する相談・援助や子育て情報の提供などを行うこと。職員は、保育士等の資格者で適任者を配置すること。
- 5) 地域住民、利用者のニーズを反映させるとともに、地域と連携・協働した事業に取り組むこと。
- 6) 隣接する公共広場を活用した事業を提案し、取り組むこと。

③ 連絡連携に関すること

- 1) 市内の、他の児童館(中央児童館、狭山台児童館、広瀬児童館)との連絡連携を図り、館長や児童厚生員の会議(情報交換等)に参加するとともに、利用者へのサービスの向上と公平性を確保するため、児童館事業の内容や運営方法などについて協議すること。
- 2) 児童館ボランティア連絡会や児童館母親クラブ連合会および各館の児童館母親クラブとの連携を図り各種事業を行うこと。児童館ボランティア連絡会は、中央児童館、狭山台児童館、広瀬児童館、入曽児童館(以下「4館」という。)の児童館で活動するボランティアで構成された組織であり、連携を図るとともに、ボランティアの育成、活用を図ること。また、児童館母親クラブ連合会および各館の児童館母親クラブについては、その活動を支援するとともに、各種事業で協働していくこと。

- 3) さやま子育て支援ネットワークに加入し、各種会議や事業への参加とともに、加入団体との連携を図り、ネットワークの充実を図ること。
- 4) 埼玉県児童館連絡協議会に加入し、同会及び同西部ブロックでは、構成児童館として県内児童館との連絡連携を行い、情報交換や研修などに積極的に参加すること。
- 5) 本施設が入曾児童館と入曾保育所の複合施設であり、事務室や会議室等を共用することから、保育所と連絡連携を行い、情報交換や研修などに積極的に取り組むこと。
- 6) 入曾地区子育て支援拠点施設の維持管理業務及び施設運営に関する情報共有、連絡、協議等のため、関係者による定例会議（月1回程度）及び担当者会議（週1回程度）に参加すること。
- 7) その他関連する団体等の会議に参加すること

④ 研修に関すること

職員は、自己研鑽に励むとともに児童館の目的を達成するために館内研修などを適宜行うこと。また、埼玉県児童館連絡協議会及び同西部ブロックが主催する研修会などに積極的に参加するとともに市内児童館職員同士の研修会への参加や交流を行い、児童館事業の充実とサービスの向上を図ること。

⑤ 広報に関すること

児童館及びその事業については、ホームページや児童館だより等を通じた広報活動を行うこと。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること

- ① 入曾地区子育て支援拠点施設における、施設及び設備の維持管理については、別表1を参照のこと。
- ② 施設賠償責任保険に加入すること。（別表5）

(3) その他

- ① 緊急時対策、防犯・防災対策について、安全計画及び業務継続計画を作成し、職員に指導を行うとともに、防災訓練などを実施すること。
- ② 個人情報保護の体制をとり、職員に周知・徹底を図ること。
- ③ 狭山市環境方針を踏まえて、省エネルギーの徹底・温室効果ガスの抑制・廃棄物のリサイクル等、環境に配慮した取組みを行うこと。
- ④ 利用者の損害賠償保険（別表5）に加入すること。

8. 管理運営に係る経費

(1) 予算の執行

- ① 予算の執行については、次により執行すること。

1) 人件費

館長等の給与等は、申請団体からの予算提案額に基づき協定書で定めた額で執行するものとする。

2) 事務費

旅費、消耗品費、通信回線料等の費用については、指定予算額以内で執行する。

3) 事業費

ア. 備品購入費については、指定金額以内で執行し、年度末精算とする。
イ. 自主事業については、指定予算額以内で執行する。

4) 管理費

ア. 光熱水費（電気・ガス・上下水道）については、併設保育所が負担する。
イ. 修繕料は、1件60万円未満を対象とし、指定金額以内で執行し、年度末精算とする。

5) 事務手数料

事務手数料は、貴団体の積算予算額で執行すること。

② 年間の運営は予算の各費目の金額以内で執行すること。なお、修繕料及び備品購入費については、市との協議の上、相互に流用することができる。

③ 請求・支払いは、実際に物品を購入又は借り上げた日、役務の提供や業務の履行を受けた日の属する会計年度で判断すること。この場合、年度終了直後に請求を受けた場合であっても、原則として、年度内の支出として取り扱うこと。

(2) 精算及び事業報告

会計年度終了後、30日以内に事業の精算を行うこと。

(3) 経理規定

指定管理者は経理規定を策定し、経理事務を行う。

(4) 立入検査について

市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

9. 再委託について

指定管理者は、個別の業務については、市と協議のうえ、第三者に委託することができるが、管理運営業務の基本となる利用の許可等の業務は委託することはできず、また、管理運営業務を一括して委託することはできない。

10. 備品

指定管理者は、次に定めるところに従い、備品業務を行うこととする。

- (1) 指定管理者制度を導入する前より市が備え付けている備品（狭山市物品管理規則に定める備品で、別に提示するものをいう。）及び施設を管理する民間事業者が備え付ける備品は、指定管理者が児童館の管理運営を行うために使用する場合は無償で使用することができるものとする。
- (2) 備品を購入する場合には、あらかじめ市と協議し、指定管理料により購入した備品は、市に帰属するものとする。
- (3) 指定管理者は、備品台帳を備えて適正に管理するとともに、購入や廃棄等の異動状況について定期的に市に報告するものとする。

11. 修繕

施設や設備の修繕を行う場合は、緊急若しくは軽微（1件当たり50,000円（消費税含む）未満をいう。）の場合を除き、予め市長と協議を行うこと。

12. 報告

(1) 定期報告書の提出

① 月毎の報告

指定管理者は管理業務等に関する報告書を作成し、原則毎月20日までに市に提出する。

② 四半期毎の報告

指定管理者は、管理業務及び経理状況等に関する報告書を作成し、原則各四半期の終了後20日以内に市に提出する。

③ 年度毎の報告

指定管理者は、管理業務及び経理状況等に関する報告書を作成し、年度終了後30日以内に市に提出する。

(2) その他必要に応じての事業報告等の聴取

上記に掲げるほか、市は必要に応じて管理業務について報告を求め、モニタリングし、又は必要な指示を行うこととする。

13. 地域懇談会の設置

地域の代表からなる地域懇談会を開催し、地域の意見等を施設運営に取り入れるように努めること。

14. 利用者アンケートの実施

利用者、事業参加者等に対し、公の施設における利用満足度、ニーズ等を把握するためのアンケート調査を、毎年度上半期、下半期各々1回以上実施すること。調査結果から抽出された意見や問題点等について、速やかに対応を検討するとともに、

年度終了後の事業報告書においてこれを所管課に報告すること。

15. 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するものの他、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は市と協議し決定する。

別表1 狭山市立入曽児童館 施設及び設備の維持管理について

○入曽地区子育て支援拠点施設事業スキーム

当該施設については、市から借地を受けた建物所有者が、施設の整備・所有・維持管理を行い、建物については市が建物所有者から賃借する。リース期間は施設の供用開始後、令和6年1月（予定）から令和15年3月31日までであり、今回公募する指定管理期間中の施設及び設備の維持管理については、以下のとおり維持管理について建物所有者が実施する。なお、指定管理者からの追加提案を拒むものではない。

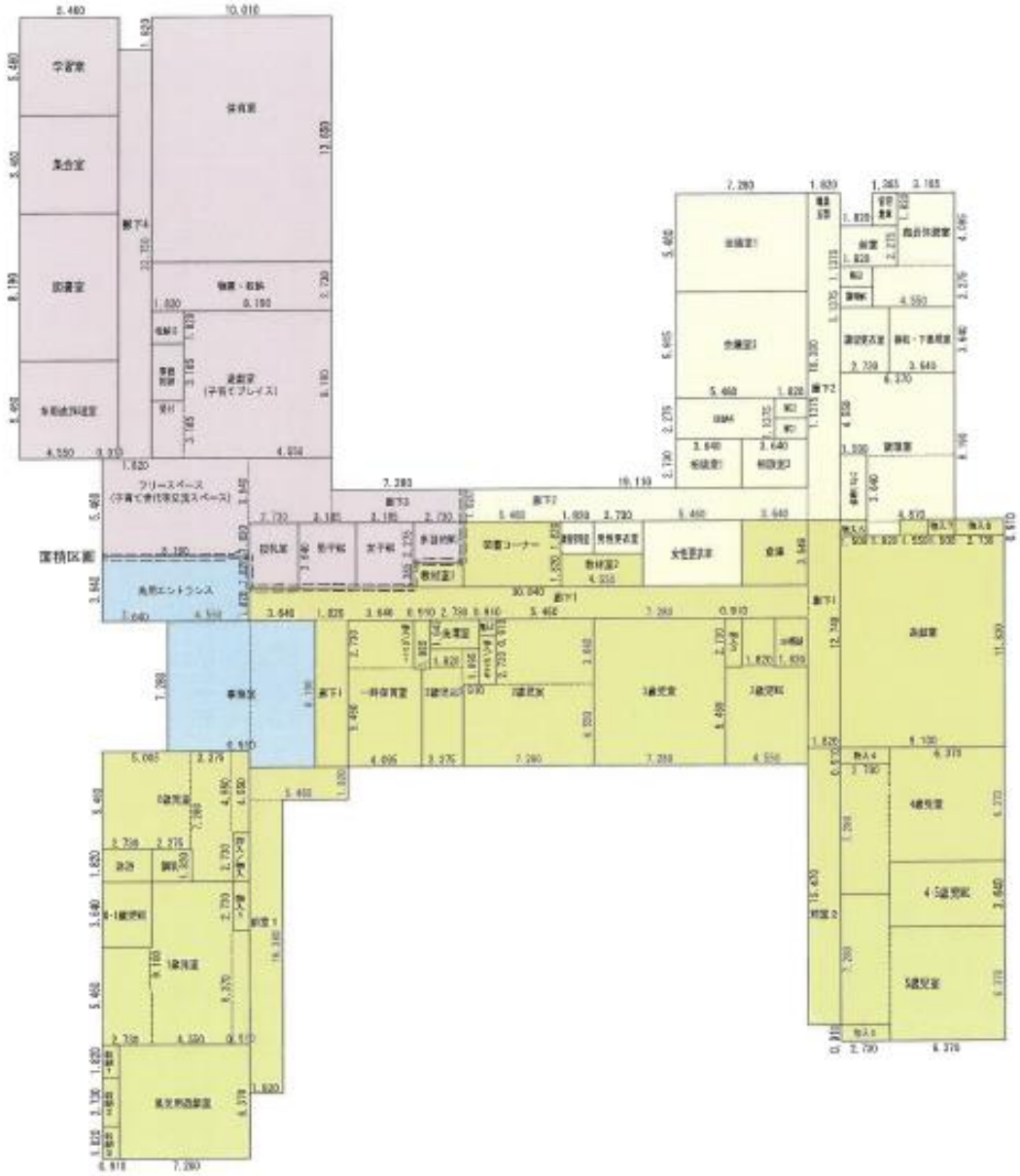
建物所有者が実施するもの

建築物等の保守・点検業務	
	建築物定期点検（2年に1回）
	遊具点検（バスケットゴールのみ）（年1回）
	植栽管理（年2回）
	設備管理員巡回点検（月1回）
	自家用電気工作物保安業務（2ヶ月に1回）
	消防用設備保守点検（年2回）
	空調設備保守点検（年2回）
	空調設備フィルター清掃（年4回）
	防火対象物定期点検（年1回）
	フロンガス漏洩定期点検（3年に1回）
	建築設備定期点検（年1回）
	防火設備定期点検（年1回）
	受水槽清掃（年1回）
清掃業務	
	日常清掃（入曽地区子育て支援拠点施設開所日朝1回）
	定期清掃（床面洗浄ワックス年2回、ガラス年2回、照明年1回）
	害虫駆除（年4回）
	排水桝清掃（年1回）
警備業務	
	機械警備業務（通年）
その他	
	AED設置管理（通年）
	一般利用者用Wi-Fi設置及び維持（通年）

別表 2

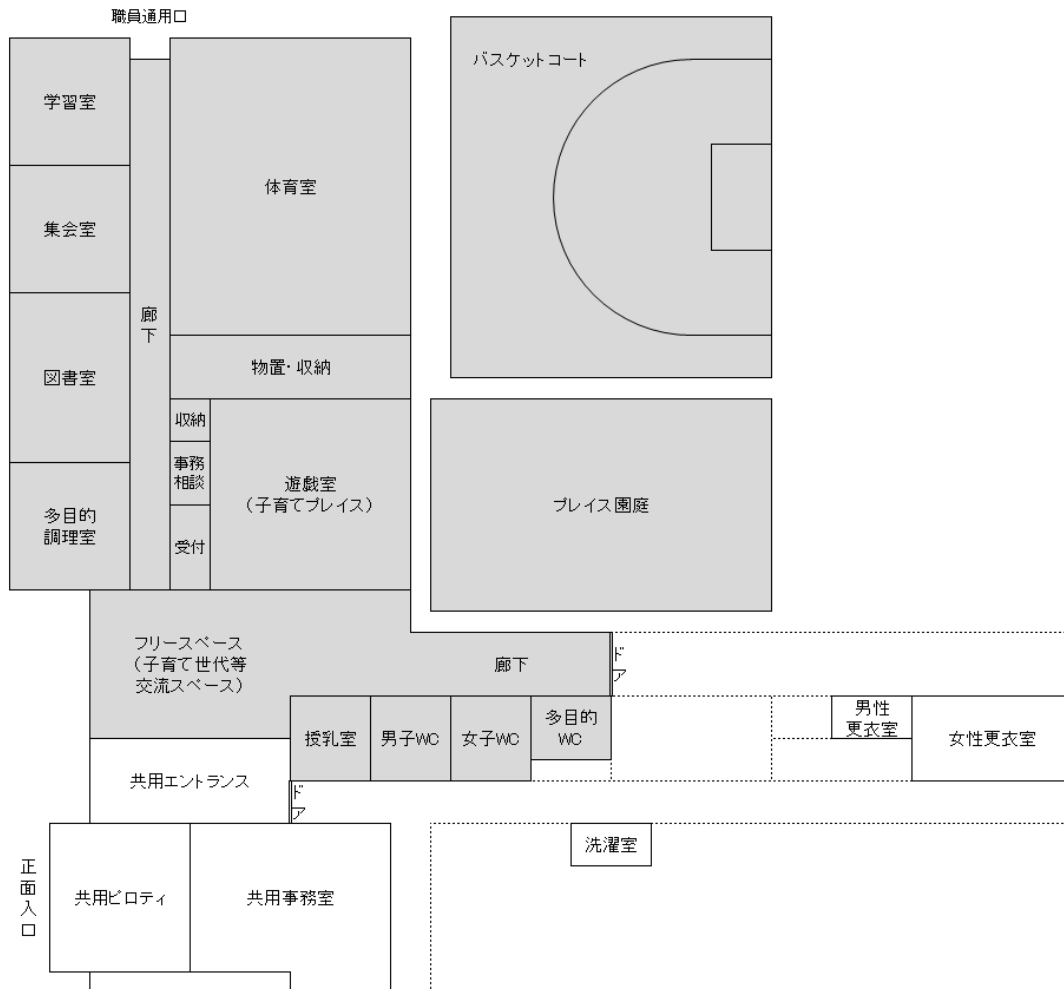
○入曽地区子育て支援拠点施設
入曽児童館 施設平面図

<施設全体図>



別表 2 - 2

<児童館部及び共用部>



別表3 狭山市立入曽児童館の必須事業

(1) 各年代に応じた事業(単発・通年)

<これまでの実施事業例(一部)>

事業名	実施回数	対象年齢	事業内容
幼児クラブ	月1回	3歳児	遊びを通じた親子のふれあいにより、同年齢の子どもを持つ保護者の相互交流、自主活動を促す。
ぱんだくらぶ	月1回	2～4歳児	紙芝居、手遊び、体操等を親子で楽しみながら保護者の交流も図る。
こあらくらぶ	月1回	0歳児	おもちゃの手作り等を通して、育児に関する保護者同士の交流、子育て支援を行う。
うさぎくらぶ	月1回	1～2歳児	おもちゃの手作り等を通して、育児に関する保護者同士の交流、子育て支援を行う。
チャレンジ こどもクラブ	土曜日	小学生	野外活動、ゲーム等の遊びを通して体力の増進を図るとともに、異年齢の仲間づくりや協調性を育む。
おやこであそぼう	週2回	乳幼児	絵本、紙芝居、指人形、パネルシアター等を用いてお話をする。
バスハイク	2回	小学生	児童館バスで野外に出かけ、身体を動かして遊ぶ。
デイキャンプ	1回	小学生	児童館バスで野外に出かけ、川遊び等を楽しむ。
世代間交流事業	1回	小学生	地域住民等とハイキング等に出かけ、世代間の交流を促す。
工作教室	3回	小学生	竹工作、万華鏡、七宝焼き等の工作教室を開催する。
父親参加事業	2回	全児童	こども及びその保護者を対象として、料理教室等を開催する。
剣道クラブ	週1回	小中学生	講師に依頼し、剣道を通じ、心身ともに育成を図る。
保育実践講座 未来塾	夏休み期間 7日間	高校生	保育に関わる仕事に興味のある生徒を対象とし、保育実践講座を実施する。

(2) 4館共通事業・合同事業
 <これまでの実施事業例>

事業名	実施回数	対象年齢	事業内容
おもちゃの病院 (4館共通事業)	年3回	全児童	壊れたおもちゃを回収し、おもちゃの病院講師に依頼し、修理を行う。
ドレミクラブ (4館共通事業)	通年登録制	2歳児	遊びを通じて、親子のふれあいや集団活動の体験、保護者同士の交流を深める支援を行う。
ランチタイム (4館共通事業)	長期休暇以外の平日	未就学児	未就学児と保護者に対し、持参したお弁当を食べられるスペースを提供する。
4館合同事業	年1回	小学生	毎年4館合同で企画を立案し実施する。
入間川七夕まつり	年1回	-	狭山市入間川七夕まつりに参加協力する。

(3) 季節のまつり等
 <これまでの実施事業例>

事業名	実施回数	対象年齢	事業内容
季節ごとのまつり		全児童	まつりを通じて地域との交流や異世代間交流を図る。
ハロウィン ウィーク	年1回	全児童	ハロウィンにあわせて実施する。
乳幼児 クリスマス会	年1回	全児童	クリスマスにちなんだイベントを開催。

(4) めだかクラブ

事業名	実施回数	対象年齢	事業内容
めだかクラブ	月2回	乳幼児	狭山市と協働し、発達上の経過観察が必要な乳幼児及び育児不安を持つ保護者等に対し、健全育成の助長や不安の解消を図る。

(5) 移動児童館事業
 <これまでの実施事業例>

事業名	実施回数	対象年齢	事業内容
移動児童館等	18回	全児童	館外の子育て支援サークルや自治会、公民館等に赴き、児童館になかなか来られない利用者への支援や地域連携を図る。

(6) 中高生の利用促進事業

<これまでの実施事業例>

事業名	実施回数	対象年齢	事業内容
中高生しゃべり場	夏休み期間 10日間	中高生	職員と工作やゲームをし、リラックスしておしゃべりする中で、相談や不安を受け止める。
中高生タイム	夏休み期間 11日間	中高生	閉館時間を延長し、中高生が利用しやすい環境づくりを行う。

(7) 狭山市青少年課と協働して企画・立案、実施する事業

<これまでの実施事業例>

事業名	実施回数	対象年齢	事業内容
コーヒーのいれ方 講座	年1回	保護者	飲食事業者と共催し、本格的なコーヒー講座を開催。保育付き事業。

別表4 子育てプレイス入曾運営事業（地域子育て支援拠点事業）

子育てプレイス入曾運営業務は、少子化や核家族化の進行する中で育児不安などを解消するために、子育て中の親子の交流を図るとともに、子育てに関する相談・援助や子育て情報の提供等を担うこととし、狭山市子育てプレイス及びわいわいルーム事業実施要綱（平成23年告示第23号。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、業務の詳細を次のとおり定める。

1 施設の概要

実施時間	午前9時30分から4時30分まで
休業日	毎週日曜日、児童館休館日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）
職員体制	常時専任職員を2名以上配置（うち1名は、常勤職員で保育士等の有資格者とする。）
利用対象	3歳までの乳幼児及びその保護者

2 事業内容

狭山市子育てプレイス事業及びわいわいルーム事業実施要綱に基づき、次に掲げる事業を実施すること。

（1）子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て中の親とその子どもが、気軽にかつ自由に利用できる交流の場を提供すること。また、親子の遊び、教室等、親子の交流を深める取組を行うこと。

（2）子育て等に関する相談、援助の実施

子育てに関する様々な疑問や相談に応じ、適切な指導・助言を行うなど、必要な援助を行うこと。

（3）地域の子育て関連情報の提供

子育てに関する身近な地域の情報を収集し、子育て中の家庭が必要とする情報を適切に提供すること。

（4）子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施

子育てプレイス利用者や子育て支援に関心のある者に対して、子育て親子のニーズや要望を取り入れつつ、子育て及び子育て支援に関する講習会を開催すること。

（5）地域支援活動の実施

① 地域に出向いた支援活動の実施

子育てプレイスに出向いて来られない親子のために、公民館や公園などに出張し、親子交流や子育てサークルへの援助を行うこと。

② 地域活動への参画等

世代間交流を推進する事業の実施や地域づくり活動への参画など、地域における子育て支援の環境づくりを行うこと。

(6) 子育てサークル等の育成・支援

地域における子育て環境を整備するため、子育てサークル及び子育てボランティアの受入及び育成を行うこと。

(7) 地域子育てネットワークの構築

地域における子育て支援拠点として、様々な情報の収集・提供を行うとともに、子育て中の親子とその家庭と子育ての支援を行うもの。また、子育て中の親子や子育ての支援者同士をつなぐネットワークの構築に努めること。

(8) 他のつどいの広場及び類似事業との連携

市内に設置する他のつどいの広場及びつどいの広場類似事業実施施設と連携し、市の子育て支援事業への協力を行うこと。

(9) 入曾保育所との連携・協働

本施設が入曾児童館（子育てプレイス入曾）と入曾保育所の複合施設であり、事務室や会議室等を共用することから、入曾保育所と連携を行い、情報交換や研修、連携・協働した事業に積極的に取り組むこと。

別表5 損害保険基準

(1) 補償内容

損害保険及び施設賠償責任保険・食中毒賠償責任保険

(2) 保険金額

①来館者の傷害保険

ア 死亡・後遺障害保険金	1名につき	250万円
イ 入院保険金日額	1名につき	1,500円
ウ 通院保険金日額	1名につき	1,000円

②館外事業参加者傷害保険

ア 死亡・後遺障害保険金	1名につき	250万円
イ 入院保険金日額	1名につき	1,500円
ウ 通院保険金日額	1名につき	1,000円

③食中毒賠償責任保険

ア 身体賠償	1名につき	5,000万円
	1事故につき	4億円
イ 入院保険金日額	1名につき	1,500円
ウ 通院保険金日額	1名につき	1,000円

④施設管理者賠償責任保険

ア 身体賠償	1名につき	1.5億円
	1事故につき	15億円
イ 財物賠償	1事故につき	2,000万円

(3) 保険期間 1年間（毎年加入）

※ 保険証券等の写しを提出すること。